篠栗町アピアランスケア用品給付助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、がん患者及びがん経験者のがん治療に伴う外見上の変化を補完する用品の購入費用を助成することにより、心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　この事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　申請時に篠栗町に住所を有する者

(2)　がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）

を受けた者又は現に受けている者

 (3)　申請に係る対象経費について、医療保険各法による医療に関す

る給付及び国又は他の地方公共団体の助成を受けていない者

（助成の対象となる用品及び助成対象経費）

第３条　助成金の交付の対象となる用品（以下「対象用品」という。）は、次の各号のとおりとし、前条に定める助成対象者１人につきそれぞれ当該各号の区分ごとに１回を限度に助成する。

1. 医療用ウィッグ等　医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽

　子

(2)　補整具等　補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）、エピテーゼ（補整用人工物）

２　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象用品の購入費とし、附属品及びケア用品(クリーナー、リンス及びブラシ等）並びに購入のために要した交通費、郵送費等は、助成の対象外とする。

３　医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの及び国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは、助成の対象外とする。

（助成金額）

第４条　助成金の額は、前条第１項各号の区分に応じ、助成対象経費に２分の１を乗じた額（その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる区分ごとに定める額を限度とする。

(1)　医療用ウィッグ等　２万円

(2)　補整具等　１万円

（助成の申請）

第５条　助成金の交付の申請をしようとする者（助成対象者、その家族又は法定代理人に限る。以下「申請者」という。）は、篠栗町アピアランスケア用品給付助成金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1)　申請者の本人確認ができる書類

(2)　がん治療に関する説明書、診断書、治療方針計画等（がん治療を受けたこと又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等により一部の欠損が生じたことを証明する書類の写し）

(3)　領収書及びその明細書（助成対象者の氏名、購入日及び助成対象品目の内容が記載されているもの）

(4)　助成金の振込先が確認できる金融機関の通帳、キャッシュカード等の写し

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　申請書は、助成対象経費の支払日の属する年度の末日までに提出しなければならない。ただし、がん治療、症状の悪化その他のやむを得ない事情により、当該年度内に申請できない場合は、翌年度に行うことができる。

（助成金の交付）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査の上、助成金額を決定し、篠栗町アピアランスケア用品給付助成金交付決定通知書（様式第２号）を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

２　前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した篠栗町アピアランスケア用品給付助成金不交付決定通知書（様式第３号）を速やかに申請者に送付するものとする。

（助成金の返還）

第７条　町長は、申請者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたときは、申請者に対し、当該助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定め

　る。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。